103-143

問題文

指定薬物に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1. 麻薬は、指定薬物に含まれる。
- 2. 覚醒剤は、指定薬物に含まれる。
- 3. 何人も広告を行ってはならない。
- 4. 医薬品医療機器等法による「医療等の用途」以外の用途に使用してはならない。
- 5. 厚生労働大臣は、指定薬物の疑いがある物品を発見した場合、その物品を貯蔵している者に対して、指定薬物であるかどうかの検査を受けるべきことを命ずることができる。

解答

4, 5

解説

指定薬物とは、 「中枢神経系の興奮若しくは抑制 又は幻覚の作用を有している蓋然性が高く、 身体に使用された場合に 保健衛生上の危害の発生の おそれがある物」であって、指定されたものです。 なぜわざわざ指定するかといえば 様々な取締法で、規制されていないからです。

選択肢 1.2 ですが

麻薬、覚醒剤はそれぞれ 麻薬及び向精神薬取締法、 覚醒剤取締法 で規制されていま す。 よって、選択肢 1,2 は誤りです。

選択肢 3 ですが

薬機法第第七十六条の五により 「医事若しくは・・・医薬関係者等向けの 新聞又は雑誌・・・医療等の用途に使用する者を 対象として行う場合を除き・・・」 という例外事項があげられています。 よって、選択肢 3 は誤りです。

選択肢 4.5 は正しい記述です。

以上より、正解は 4,5 です。

類題,